

まつのやま

1973

1

No. 43

編集と発行 / 松之山町役場 / 昭和48年1月25日 / TEL 110 / 印刷・あかつき印刷所



東川小学校舎
松之山簡水
老人のこいの家
重点

1月5日佐藤町
長から昭和48年度
予算編成の方針が
示されました。

— 1月15日松之山温泉 すみぬり祭 —

おもな内容

松之山の人口

12月31日現在

() 内は前月と比較

総数 6,622人 (-21人)
男 3,243人 (-9人)
女 3,379人 (-12人)
世帯数 1,684世帯
出生3人、死亡9人
転入 8人
転出 23人

- 町長年頭のあいさつ..... 2
- 70才以上老人医療費が無料..... 3
- 47年度のおもな事業..... 4
- 児童手当、出稼..... 5
- 役場の係..... 6

年頭のあいさつ



自然を生かした町作りを

松之山町長 佐藤重孝

昭和四十八年の年頭にあたり、皆さんの御健勝を心から祝福申し上げます。

昨年は、公私ともに格別のご高配を煩わしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、厚くお礼申し上げます。

お蔭様にて健康も快復しましたので、町政の伸展と、町民生活の充実を目指して、精いっぱい頑張る決意でございますので、ことしもどうぞよろしくお願いいたします。

昨年は、私共がかねてからの願いであった、郷土出身の総理大臣が実現いたしました。私ども均しく信頼と誇りを感じている次第であります。

久しく待望いたしておりました日本海時代の幕が、いよいよ切っておとされた感を深くし、期待に胸をふくらませている次第であります。

この時この波に乗りおくれるわけにはゆきません。政治にたづさわる私自身、また、新しい年への

挑戦にも大きな責務を感じている次第でございます。

私も百年の大計となる松之山町の将来を考えた町作りの大きな問題も、身近かな町民のための町作りへの諸問題を提起いたしまして皆んなで力を合せて、町勢伸展への努力をして参りたいと思っております。

終りへのきざしの未だ見えない過疎の現実には、まことに遺憾であり、大きな悩みでございます。

過疎のなかにも何かのうらおいまた、なにか励みになるものをお考え努力いたしておりますが、ただ今、自然休養村の指定を受けて自然を生かした町作りに取り組むたいと、国の指定をうけるための運動に努めております。

この指定を受けますと、昭和四十八年度は、計画、準備の年となります。

いづれ説明会等をもつたりいたしまして、ご協力方お願いいたします。何分ともよろしくご協力ご援助いただきたくお願い申し上げます。



おわりに、ことしこそ災害のない年でありますように、そして町民の方々にとりまして最良の年でありませうように、ご祈念申し上げます。年頭のごあいさつといたします。

保母募集あない

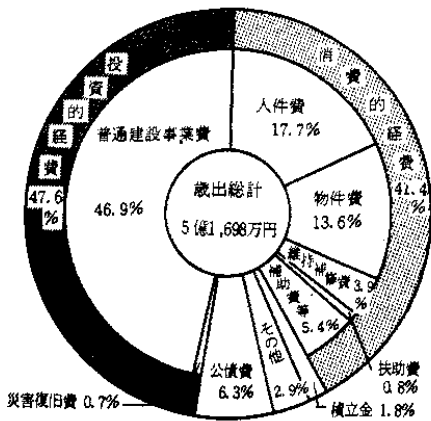
本年4月1日から町の保母を3名募集いたしますので申込みください。
 ◇募集人員 3名
 ◇年令 満25才まで
 ◇資格 保母資格免許所有者または本年3月保

母養成機関卒業見込の者
 ◇職場 町内保育所
 ◇申込 希望者は履歴書を添えて2月15日までに役場総務課へ申込んでください。

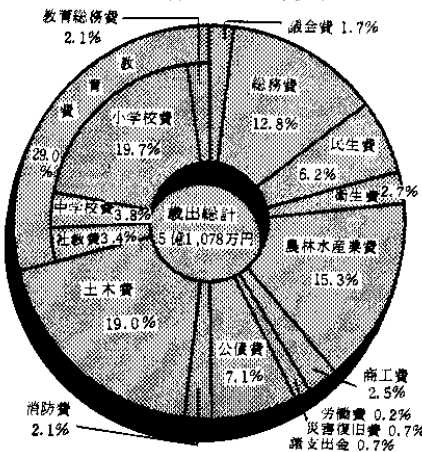
昭和46年度決算の状況

まちの家計簿

性質別歳出の構成状況



目的別歳出の構成状況



一般会計

町民の皆さんから納められた大切な税金は、どのように使われているか、昭和46年度決算のあらま

しを才出予算の構成、町民税、財産、町債の現在高、特別会計収支決算などをグラフであらわして見ました。

住みよい町づくりへ、いっそうのご理解とご協力をお願いいたします。

どんな税金をどれだけおさめたか

町民税総額40,403千円 ()内は町民1人当たり税負担額

木材引取税 253千円 (38円)	たばこ消費税 7,458千円 (1,126円)	町民税 9,487千円 (1,433円)	国定資産税 16,463千円 (2,486円)
入湯税 1,546千円 (233円)			
軽自動車税 2,549千円 (395円)			
電気ガス税 2,647千円 (400円)			

70才以上 老人医療 費が無料

どんな人が無料になるか

■ 年令が70才以上であること。
(70才になった月の初日から無料になりますから、該当者は、その前月中に手続きをすませてください。)

■ 本人の前年所得が、所得税の課税基準に満たなかった人で、配偶者および扶養義務者の前年所得が、所得制限基準以下であること。
■ 国民健康保険や、健康保険などの、医療保険に加入している人で、自己負担のある人。

手続きをするには

■ 申請のための用紙類は、役場にありますから、保険証と印鑑を持って申し出てください。

■ これから70才になる人は、70才になる月の前月の、中旬頃までに申し出てください。

■ 居住地の変わった該当者は、すまやかに申し出てください。

医者にかかるとき

■ 該当される方々が、病院、医院などで、医者にかかるときは、「保険証」「老人医療費受給者証」「老人医療費請求書の用紙」を一緒に、保険医療機関の窓口へ必ず提出してください。医療費が無料になります。

■ 治療が終ると、保険証と、老人医療費受給者証が、返されますから、大切に保管してください。



ことしの、1月1日から70才以上の老人医療費が無料になります。(一部、所得の制限があります。)

老人が、医療保険で、医療を受けた場合に、自己負担をしていた費用を、国、県、町で負担することになりました。

町では、70才以上の該当者は、1月現在で570人、所得制限者は3人になっております。次により受診してください。

所得制限の被扶養者別限度額

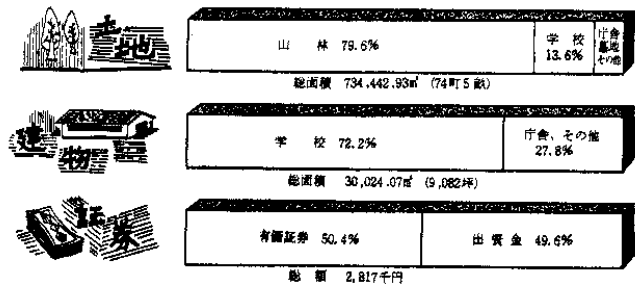
区分	扶 養 親 族					
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
本人所得制限	円 380,000	円 505,000	円 640,000	円 775,000	円 910,000	円 1,045,000
扶養義務者所得制限	1,323,625	1,518,625	1,653,625	1,788,625	1,923,625	2,058,625

注、前年度の所得の額が、右の表の所得をこえる場合は、該当になりません。

昭和46年度末町債現在高

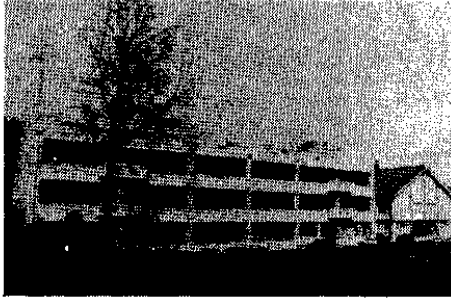
一般単独事業債	14,330千円
義務教育債	28,784千円
地対策事業債	30,193千円
災害復旧債	58,074千円
単独災害債	27,427千円
補助災害債	28,647千円
厚生福祉事業債	15,522千円
減税補てん債	2,758千円
過疎対策債	61,487千円
果貸付金	22,339千円

町の財産はどれだけあるか



特別会計

国民健康(事業)	予算額 117,482千円 収入済額 117,296千円 支出済額 114,967千円
国民健康(直診)	予算額 112,074千円 収入済額 82,410千円 支出済額 111,382千円
湯本簡水	予算額 439千円 収入済額 658千円 支出済額 310千円
松之山簡水	予算額 1,278千円 収入済額 1,366千円 支出済額 1,195千円
湯山簡水	予算額 440千円 収入済額 490千円 支出済額 376千円
農業共済	予算額 17,953千円 収入済額 16,942千円 支出済額 14,882千円



(Lは延長)
(Wは巾員)

47年度のおしごと

浦田小学校屋内運動場完成

総事業費 35,000千円
内国補助金 8,412千円
起債 3,000千円
一般財源 23,588千円



▲ 観音寺橋完成 L 22m W 4m
総事業費 10,127千円
内起債 9,600千円
一般財源 527千円

林道開設上飯池線 ▶

総事業費 13,118千円
内国補助金 8,938千円 起債 1,500千円
分担金 1,149千円 一般財源 1,531千円
L 400m W 4m

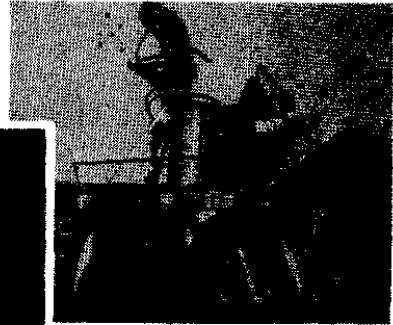
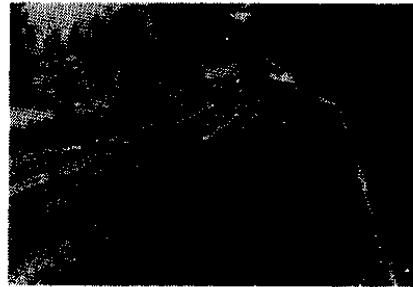


町道改良・松代松之山線

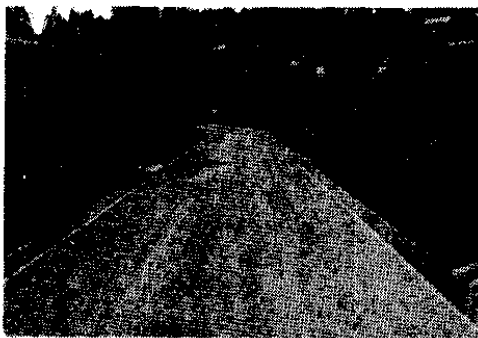
(蟹横地内)

総事業費 23,285千円
内起債 21,400千円
一般財源 1,885千円

▼ L 774m W 5m



▲ 除雪機械
(スノーローダー)購入
総事業費 8,850千円
内国補助金 5,900千円
起債 2,900千円
一般財源 50千円



▲ 町道改良・由尾田変立線 (田変立地内)

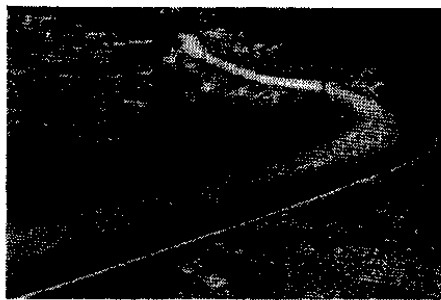
総事業費 19,329千円
内起債 18,000千円
一般財源 1,329千円
L 820m W 4m



▲ 里山再開発事業

東山団地15町歩

総事業費 9,486千円
内国補助金 6,158千円
一般財源 2,330千円
受益者負担 998千円



▲ 町道松代松之山線舗装

(兔口地内)

総事業費 10,989千円
内起債 7,000千円
一般財源 3,989千円
L 1007m W 4~5m

12月定例会

- 12月定例会は、さる12月20日に招集され、昨年、国の総選挙に伴う補正予算94万円、国の人事院勧告による職員の給与改定差額分99万円、上飯池林道第二期工事請負金1千6百90万円、国民健康保険会計へ繰出金百万円の補正予算を始め、職員給与に関する条例など、議案11件、請願2件が審議され、いづれも原案、とおりの可決されました。審議された議案は、次のとおりです。
- 昭和47年度松之山町一般会計補正予算(第五回)
 - 昭和47年度松之山町一般会計補正予算(第六回)
 - 松之山町職員の給与に関する条例の一部改正条例
 - 新潟県町村人事務組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更
 - 新潟県町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加および規約の変更
 - 新潟県自治会館管理組合の設立
 - 昭和47年度松之山町国民健康保険特別会計補正予算(第二回)

冬の交通事故防止

ドライバーにとって、一番危険な季節がやってきました。ふぶきの中を走ったり、路面が凍りついて、思うように走れなかったり、突然のスリップに冷汗を流したり……いずれも、一歩間違えば大事故につながる、危険性を秘めているのが実情です。車を運転するときは、次のことに注意して、交通事故を防止しましょう。

- 天候や、路面に合った安全速度で走り。
- 雪が降っていたり、積っている道路では、次のような現象が起りあやまると、惨事を招くことになりやすい。
- 路面がスベリやすくなる。
- 見とおしが悪くなる。
- 雪の壁などで、走行部分が限定される。
- 路肩のみきわめが困難になる。
- スリップ注意報が出ているときは、チェーンを取りつけ、スピードを二〜三割くらい控え目にすること。
- 車間距離を多めにとろう。雪道や、凍りついた道路では、スリップしやすい。

- 停止距離が長くなることを、忘れてはなりません。
- 次のことは、しっかり守りましょう。
- 車間距離は、ふだんの二割くらい長めにとること。
- 急ブレーキや、荒いハンドルの操作はしない。
- 追越は絶対しない。
- 安全を確かめて横断しよう。雪道では、車はスリップしやすく、急に止ることができません。
- 車の流れに注意し、手を上げて合図をして、車が止まるのを待って横断する。
- 飛び出したり斜め横断は絶対やめましょう。(安塚警察署より)

児童手当を受けられる人は

一 児童手当は10歳まで 支給対象がひろがりました

- ◇児童手当は、本年4月1日から、次により支給の範囲が広がられることになりました。
- ◇児童手当は、18才未満の子どもが3人以上ある方で、今までは、3人目以下の子どもが5才以上である場合は、支給の対象になりませんでした。が、本年の4月1日からは、10才未満まで支給範囲が広がられることになりました。
- ◇18才未満の子どもを3人以上養育しており、そのうちの1人以上が、昭和38年4月2日以降に生れた児童(本年の4月1日現在で、満10才未満)を含む、3人以上に支給されます。

□ 児童手当の額は □

児童手当の月額は、18才未満の児童で、出生順に数えて第3人目以降の児童に、昭和38年4月2日以降に生れた子ども1人につき、月額3千円が支給されます。

4月から新たに児童手当を受けられることができる人と児童手当の額がふえる人との例

3月までは、3,000円に □ の数をかけた額です。

4月からは、3,000円に □ と □ の数をかけた額になります

新たに児童手当を受けられることができる人

児童が16歳、12歳、**7歳**の3人の場合
4月から 3,000円×1 = 3,000円

児童手当の額がふえる人

児童が16歳、11歳、**7歳**、**4歳**の4人の場合
3月まで 3,000円×1 = 3,000円
4月から 3,000×2 = 6,000円

出稼

二年連続の小雪に恵まれ、正月帰省バスの運行もまた今年始めての試みでありました。再赴任バスの運行もスムーズに終り喜んでおります。

ことしは出稼者千人に対し、帰省バス利用者は半数の五百人が利用され、再赴任バスでは百六十八人が利用されました。帰省バスでは、暫らく会わなかった妻、子に会える喜びを、故郷松之山へ帰り田舎の正月ができる希望に、胸をふくらませてバスの中は、いっぱい機嫌でなかなかにぎやかでした。

再赴任バスの時は、また四カ月半も家族と離ればなれの生活に入る淋しさと、正月の疲れが出たのか、車の中は全く静かでした。

私達を止むなくしている地球の人々でなければ、この苦しみ、淋しさは理解できないでしょう。

最近労働省では、出稼者および留守家族のことを理解し、今年から季節移動労働者援護対策事業と称して出稼先でのリーダー会議や各事業所での安全就労懇談会また留守家族懇談会等の経費については、国、県から三分の二の補助が出るようになりました。

二月に入り東京、愛知でリーダー会議、二月二日から各事業所での懇談会を計画しており、三月十日ごろから、各部落で報告を兼ねて、留守家族懇談会を予定しております。

松之山のたばこを



町でお買いになれば、たばこ1箱20本につき、14円82銭が町の収入になり、つまりつもって、年間750万円にもなります。

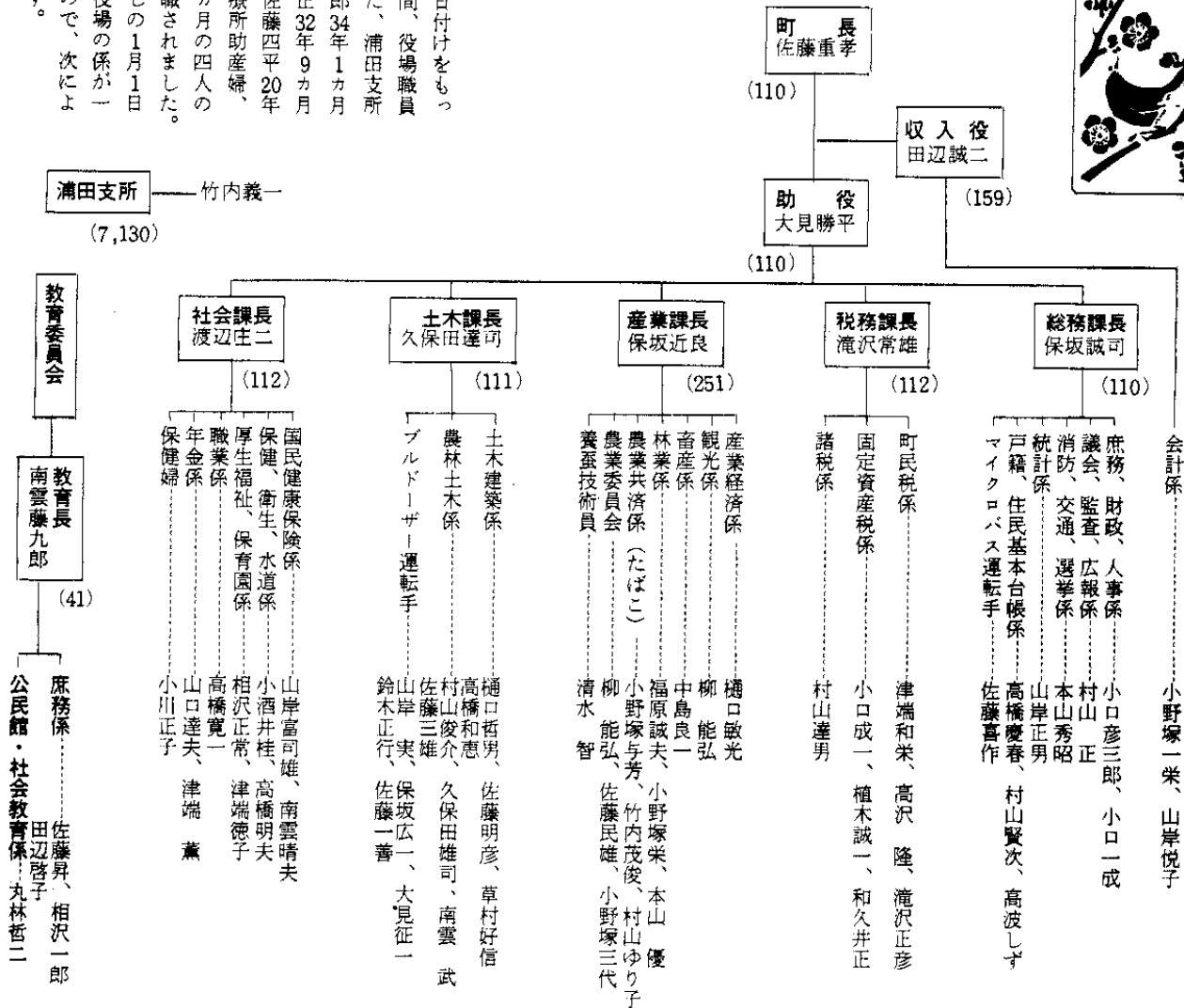
ぜひ町内で「松之山のたばこ」を買きましょう。

- 松之山町国民健康保険条例の一部改正条例
- 昭和47年度松之山町農業共済事業会計補正予算(第一回)
- 松之山町営林道事業の経費の賦課基準並びにその徴収時期方法の変更
- 林道上郷池線第二期工事請負契約の締結
- 大島津南線水梨部落より新山部落までの中学生通学道路の圧雪お願いに関する請願書(水梨部落長他)
- 一般農道整備事業に関する請願書(赤倉部落長他)

役場の係が かわりました



昨年、12月31日付けをもって、今まで長い間、役場職員として勤務された、浦田支所長、久保田秀五郎34年11月、松之山診療所、佐藤四平20年11月、浦田診療所助産婦、佐藤トク20年5月の四人の方々が、勤奨退職されました。そこで、ことしの1月1日付けをもって、役場の係が一部かわりましたので、次によりお知らせします。



戦没者の家族に 特別弔慰金が支給されます

昭和40年4月1日までに、戦死者の父母、または、妻が年金を受けていた人で、昭和47年4月1日までのうちに、

亡くなった等で、年金がもらえなくなった人の家族に、新たに、特別弔慰金3万が支給されることになりました。

該当者には、役場の厚生係が調査して、お知らせしますが、もれおちが、ありましたら、ご連絡ください。



印鑑登録と印鑑証明

- 印鑑登録と印鑑証明の手続きをされるときは、次のことに注意してください。
- 印鑑の登録は、一人一個に限ります。
- この登録には、必ず実印を登録してください。
- すでに登録されている認印は、なるべく早めに、実印に登録かえをしてください。
- 未成年者の印鑑登録は、親権者の同意が必要です。
- 印鑑証明を受けるときは、印鑑の同封が必要です。
- 印鑑証明を受けることができる限り、本人が登録して証明を受けてください。